

## 実践的ハッカソン企画運営業務委託プロポーザル仕様書

### 1. 業務名

実践的ハッカソン企画運営業務委託（以下「本業務」という。）

### 2. 目的

本業務は、エンジニアが事業化を目指すためのプログラムや、アイデアを持った人と出会えるプログラムなどを提供することで、想いと技術を交差させ、新たな事業の創出に資することを目的とする。

### 3. 業務期間

契約締結日の翌日から令和 7 年 2 月 28 日まで

### 4. 前提条件

#### (1)定義

エンジニアと起業家によるハッカソン「Future Creative Works（以下、「FCW」という。）」

#### (2)問題意識

新たなプロダクトを創出するにあたっては、良質なアイデアと事業化に向けた熱意及びプロダクト化するための技術力が必要となる。アイデアはあっても技術力に課題がある起業家と、技術力があってもアイデアが浮かんでいないエンジニアをチーム化し、開発に挑戦することで、事業も創れるエンジニアを育成するとともに、松江発のプロダクトを作り始めるきっかけを提供する必要があると考えている。

#### (3)目的

エンジニアは起業家から事業づくりに必要なスキルを学ぶとともに、松江発の事業を連続的に生み出すことを目的とする。

#### (4)内容

実施期間は約 1 ヶ月半、起業家とエンジニアを集客し、参加者によるチームを組成した上で Web サービス若しくはアプリケーション又はシステムのプロトタイプ開発に挑戦する内容とする。

#### (5)備考

委託期間内に 1 ヶ月半のプログラムを 1 回開催すること。

### 5. 業務内容

#### (1)FCW 企画運営業務

- ① FCW の企画
- ② FCW の広報
- ③ FCW の運営

#### (2)事務局業務

- ① 上記(1)に係る検討事項の整理等必要な調整業務

## ② 本業務の業務報告書の制作

### 6. 成果品

業務報告書（電子媒体）

### 7. 仕様等の変更

受注者がやむを得ない事情により本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ発注者と協議し、承認を得ること。

### 8. 対象となる経費

委託契約の対象経費は、本事業の実施に直接必要となる経費とする。なお、備品購入など、受注者の財産取得となる経費は原則として認めない。

### 9. 業務報告書の提出と提出期限

受注者は、令和7年2月28日までに任意の様式による業務報告書（電子媒体）を提出すること。

### 10. 作業基準

本業務は、本仕様書によるほか、次に掲げる関係法規に準拠して行うこと。

- (1) 松江市個人情報保護条例
- (2) 松江市個人情報保護条例施行規則
- (3) 松江市財務規則
- (4) その他関係法令及びガイドライン

### 11. 秘密の保持等

受注者は、業務の内容、データの内容、その他契約履行により知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。この秘密保持義務は履行期間の終了後または契約を解除した後にも存続するものとする。

### 12. 無断複製及び持ち出しの禁止

受注者は、本市の保有する資料及びデータを複製または複製してはならない。また、本市内部から持ち出してはならない。ただし、業務遂行のためやむを得ない場合に限り、本市の同意を得て行うことができる。この場合、使用する資料及びデータのリストを作成の上、提出し、業務完了後速やかに本市に返却、廃棄あるいは消去しなければならない。

### 13. その他留意事項等

- (1) 発注者から提供を行った情報及び関係資料については、本委託業務を遂行するにあたって必要な範囲でのみ使用することとし、業務外・目的外での一切の使用を禁ずる。また、業務終了後は速やかに返却し、全ての機器上から消去のうえ、その旨発注者へ報告すること。
- (2) 本市の条例・規則を遵守し、本市にとって適切な成果及び納品物が得られるよう、発注者の立場に立ち、業務を遂行すること。また、本業務における課題、業務の見直し等必要な事項について、積極的に提案を行うこと。

(3) 業務の遂行にあたっては、発注者との連絡・調整を密に行い、別途協議が必要と判断された場合は、協議により随時打ち合わせの場を設けるものとする。また、作業の進捗状況について定期的に報告をすること。

(4) パソコンなど業務遂行に係る必要な機器等については、すべて受注者が用意するものとする。また、それらの機器類は、受注者の責任で保守・管理及び故障対応すること。

#### **14. 本仕様書に定めのない事項への対応**

本仕様書に疑義が生じたとき、または定めのない事項については、発注者と受注者の協議によるものとする。